

**くまもと緑・景観協働機構「第38回全国都市緑化くまもとフェア」
自治体PR花壇業務委託仕様書**

1 業務名：

くまもと緑・景観協働機構「第38回全国都市緑化くまもとフェア」自治体PR花壇に係る業務

2 委託期間：

契約締結の日から令和4年（2022年）5月31日（火）（※予定）まで

3 業務の趣旨・目的：

「第38回全国都市緑化くまもとフェア」において、くまもと緑・景観協働機構（熊本県）で自治体PR花壇を出展するにあたり、施工及び管理を実施する。

4 委託する業務内容：

（1）第38回全国都市緑化くまもとフェア 自治体PR花壇に係る業務

①実施時期及び実施内容

■フェア開催時期：令和4年（2022年）3月19日（土）～5月22日（日）

■開催場所：辛島公園（熊本市中央区辛島町1）

■主催者：フェア主催者 熊本市

自治体PR花壇委託者 くまもと緑・景観協働機構

※開催概要については、「くまもと花とみどりの博覧会」ホームページを参照してください。
(<https://kumaryokkafair.com/outline/>)

■花壇テーマ：熊本の歴史や風土、文化を感じられる花壇

■面積：25㎡（幅5m×奥行5m）以内

■実施内容

- ・自治体PR花壇の設計、施工、維持管理及び撤去を行っていただきます。
- ・維持管理については、主催者で日常的散水を行うこととなっているため、定期的な目視による確認、花がら摘み、植え替え等の処置を行っていただきます。
- ・植え替えについては、枯損分のほか、会期が春～初夏の時期であるため、必要な場合は大幅な植え替えを1～2回行っていただきます。
- ・展示については、新型コロナウイルス感染症対策に対応したデザイン（見学時に狭い場所に入り込まない等）工夫してください。
- ・その他、詳細は、別添「業務委託仕様書別紙」に記載のとおりです。

②その他

■全体を通じた調整・運営

- ・受託者は、必要に応じ、くまもと緑・景観協働機構事務局との打合せに出席していただきます。
- ・花壇の施工及び維持管理に関するスケジュールを作成し提出していただきます。

※維持管理については、定期的な現地検査及び作業を行い、写真及び報告書による報告を随時行っていただきます。

また、植栽以降、会期中に異常気象等による花壇へのトラブルが発生した際は、現地確認を行い、報告及び処置をしていただきます。

(2) 受託者の選定方法及び契約方法

効果的かつ円滑な事業遂行のため、花壇デザイン、施工力及び運営力を備えた事業者に業務を委託して実施します。そのために、募集期間を定め応募（企画立案）のあったものについて、書類審査・プレゼンテーションを経て委託先を選定し委託します。

①選定方法は、企画提案コンペ方式とします。

②選定に当たっては、別に定める審査会により企画提案書等の内容審査を行い、最も適当と認められる応募者を受託候補者とします。

また、③において合意に至らなかった場合は、次点の応募者を委託候補者とします。

③受託候補者と最終的な契約条件等を協議し、双方合意に至ったときは、契約の手続きを行います。

5 業務期間及び終了後の提出書類

受託者は、委託期間の以下（1）～（3）の時点で各書類をくまもと緑・景観協働機構事務局に提出し、検査を受けていただきます。

(1) 施工後

①以下の内容を含む実績報告書（フルカラー） 1部

- ・業務の内容及び成果（施工状況、完成時）
- ・業務に係る成果物（各種写真等）

(2) 緑化フェア期間（随時）※フェア期間分についてはメールでも可。

①以下の内容を含む実績報告書（フルカラー） 1部

- ・業務の内容及び成果（維持管理状況、植え替え作業、異常発生時の確認）
- ・業務に係る成果物（各種写真等）

(3) 緑化フェア終了後（委託期間満了日までに提出）

①業務完了報告書 1部

②以下の内容を含む実績報告書（フルカラー） 1部

- ・業務の内容及び成果（会期終了時、撤収後）
- ・業務に係る成果物（各種写真等）
- ・その他委託者が指示するもの。

③実績報告書の電子データ（容易に編集可能なもの）

6 委託料の支払い

委託料は、くまもと緑・景観協働機構において履行完了を確認した後、受託者の請求に基づき支払います。

7 留意事項

- (1) 受託者は、事業の実施にあたっては、くまもと緑・景観協働機構と必要な協議及び打合せを十分行い、その助言及び指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (3) 受託者は、本業務に関わる者に対し、安全衛生及びその他業務に必要な事項についての指導・教育を徹底する。
- (4) 受託者は、本業務において配置した全ての者に関して、くまもと緑・景観協働機構や関係者により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じる。
- (5) 受託者及び本業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (6) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、適性に取り扱うこと。
- (7) 本業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。
- (8) 受託者は、くまもと緑・景観協働機構の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を負わせてはならない。
- (9) 受託者は、委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (10) 本業務に係る経費は、本仕様書において特別くまもと緑・景観協働機構が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (11) 本業務の遂行にあたっては、収支の内容を証する書類を装備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。
- (12) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網）については、本業務開始時にくまもと緑・景観協働機構へ報告する。
- (13) 本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、くまもと緑・景観協働機構と受託者の協議により決定する。
- (14) 本業務の遂行にあたっては、国や県が定める新型コロナウイルス感染症の感染予防対策方針を遵守すること。業務を行うスタッフ等は、業務を開始する前に必ず検温、体調確認、手洗い、うがい、消毒を徹底するとともに、異常を感じる者は業務に携わらないようにする。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 受託者は、業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第5条 受託者は、業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

(従事者の特定等)

第6条 受託者は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8条 受託者は、業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、委託者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 受託者は、委託者の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、委託者が受託者に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の

措置を当該第三者に講じさせなければならない。

(資料等の返還等)

第10条 受託者は、業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。また、受託者が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄するものとする。

(従事者への周知)

第11条 受託者は、業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第44条又は第45条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

(指示・報告)

第12条 委託者は、受託者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(実地調査)

第13条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者が業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第14条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 委託者は、受託者が本特記事項の内容に反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。